

令和5年第11回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会



1. 招 集 令和5年8月28日（月）午前9時30分
2. 開 会 令和5年8月28日（月）午前9時30分
3. 閉 会 令和5年8月28日（月）午前9時35分
4. 出席委員 北田 千秋教育長  
村橋 彰教育長職務代理者  
亥埜 誠治委員  
伊丹 香寿美委員  
長谷川 深雪委員  
中山 尚美委員  
般谷 恵秀委員
5. 事務局 大湾喜久男 教育次長兼教育総務室長・和久田寿樹 学校教育部長  
長・内山美智子 学校教育部長・西岡浩二 生涯学習推進部長・  
今堀祐児 学校教育部長次長・本多章博 生涯学習推進部長次長・堤  
下栄基 教育総務室長代理・草野将明 まなび舎整備課長・大隅  
昌之 指導課長・花田睦美 まなび未来課長・坂元智紀 学務保  
健課長・出村公一 学校給食センター所長・北川哲哉 社会教育  
課長・佐伯尚之 青少年育成課長 ・真鍋成史 社会教育課長（文  
化財）・福田道正 図書館課長
6. 議事日程 日程 1 会議録署名委員の指名  
日程 2 会議時間決定  
日程 3 議案第 21 号 交野市放課後児童健全育成事業の  
設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部改正に対する意見を  
市長に申し出ることについて
7. 議事内容

堤下室長代理 皆さま、おはようございます。  
それではただ今より第11回教育委員会定例会を開催いたします  
と思います。  
教育長、本日の会議進行のほどよろしく願いいたします。

北田教育長 はい、では開催の前に事務局から本日の出席状況の報告をお願い  
します。

堤下室長代理 本日の定例会の出席状況を報告いたします。本日の出席者は7  
名でございます。  
同時に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第  
3項の規定により本会議は、成立いたしますことをご報告いたし  
ます。

北田教育長 報告はお聞きのとおりです。  
次に、本日のこの会議でございますが、地教行法第14条第7  
項の規定により公開にしたいと思いますが、ご異議ございません  
でしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がございませんので、公開にしたいと思います。  
本日は、傍聴希望がありませんので、このまま定例会を続けた  
いと思います。  
それではただ今から、令和5年 第11回教育委員会 定例会  
を開催いたします。  
まず、日程1「会議録 署名委員 指名」を議題といたします。  
会議録 署名委員 の指名につきましては、交野市教育委員会  
会議規則第20条の規定に従い教育長が指名することとしてよ  
ろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、長谷川委員 を指名します。  
次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。  
会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいて  
よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

北田教育長 ご異議がありませんので、本日は協議会も含めただ今から10  
時15分 までといたします。  
では、議案第21号「交野市放課後児童健全育成事業の設備及  
び運営に関する基準を定める条例の一部改正に対する意見を市  
長に申し出ることについて」を議題といたします。  
それでは、所管課より説明をお願いいたします。

佐伯課長 ただいま、議題となりました議案第21号「交野市放課後児童  
健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正に対する意見を市長に申し出ることについて」、ご説明申し  
上げます。

今回の改正は、国の「放課後児童健全育成事業実施要綱」の改  
正によるものでございます。

条例改正の主旨でございますが、放課後児童支援員の資格要件  
について「保育士等の基礎資格を有するが、放課後児童支援員の  
認定資格研修は修了していない者」についても、放課後児童支援  
員に含むことができる旨の改正がされたことから、放課後児童支  
援員の確保及び安定的な放課後児童会運営に繋げるため、所要の  
改正を行うものです。

改正の内容でございますが、条例第10条の3に、放課後児童  
支援員の資格要件の認定資格研修を修了した者、にみなし認定と  
して業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了す

ることを予定している者を放課後児童支援員に含むことができる要件を加えました。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日からとしております。

以上、よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

北田教育長

説明が終わりました。

国の要綱改正に伴って本市でも条例を改正したいという趣旨の説明でした。なお10月議会に改正案を提出予定ですので今回の定例会で委員の皆様の承認を受けましたら、この条例案を市長に提出予定としております。

質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

長谷川委員

今回の改正に伴い、新たに放課後児童会支援員になる方が何人かいるのであれば教えてください

佐伯課長

現在のところ、この要件に当てはまる者はありません。今後新しく任用する支援員として募集をかけておりますので、任用する者に対しまして、すぐに支援員資格を満たせるよう今回の改正をするものであります。

北田教育長

他にいかがでしょうか。

各委員

質疑なし

北田教育長

質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第21号「交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に対する意見を市長に申し出ることについて」原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

北田教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、市長に申し出ることといたします。

以上をもちまして令和5年第11回教育委員会定例会の案件全てが終了いたしました。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_